

○志木市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

平成21年6月3日規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(市長が必要と認める図書)

第2条 省令第2条第1項の規定による市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けている場合 当該確認済証の写し
- (2) 法第6条第2項の規定により建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書を併せて提出し、同法第6条の3第4項の構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付を受けている場合 当該通知書又はその写し
- (3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第6条の2第3項の確認書又は同条第4項の住宅性能評価書（いずれも法第6条第1項1号に掲げる基準に適合しているものに限る。以下この号において「確認書等」という。）の交付を受けている場合 当該確認書等又はその写し
- (4) 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「住宅品質確保法施行規則」という。）第41条第1項の住宅型式性能認定書又はこれと同等の内容を有する住宅品質確保法第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関が作成した書類（以下「住宅型式性能認定書等」という。）の交付を受けている場合 当該住宅型式性能認定書等の写し
- (5) 住宅品質確保法施行規則第45条第1項の型式住宅部分等製造者認証書（以下「型式住宅部分等製造者認証書」という。）の交付を受けている場合 当該型式住宅部分等製造者認証書の写し
- (6) 法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請（以下「認定申請」という。）に係る住宅の構造及び設備について、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号）第3に掲げる基準を満たすこととなる措置が講じられていない場合 住宅品質確保法施行規則第80条第1項の特別評価方法認定書の写し又は住宅品質確保法第59条第1項に規定する登録試験機関が作成した、住宅品質確保法施行規則第83条第1項の証明書と同等の内容を有する書類の写し
- (7) 第5条第1号に規定する場合 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定めるもの
 - ア 市長から第5条第1号に掲げる基準に適合することを証する書類の交付を受けている場合 当該書類の写し
 - イ アに掲げる場合以外の場合 第5条第1号に掲げる基準に適合することを確認することができる図書
- (8) 第5条第2号に規定する場合 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定めるもの
 - ア 市長から第5条第2号に掲げる基準に適合することを証する書類の交付を受けている場

合 当該書類の写し

イ アに掲げる場合以外の場合 第5条第2号に掲げる基準に適合することを確認することができる図書

(9) 第5条第3号本文に掲げる基準に適合することが明らかでない場合 当該基準に適合することを確認することができる図書

(10) その他市長が必要と認める図書を別に指定した場合 当該指定図書
(市長が不要と認める図書)

第3条 省令第2条第3項の規定による市長が不要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 前条第4号の規定により住宅型式性能認定書等の写しを添えて認定申請を行う場合であって、省令第2条第1項の表1又は表2の各項に掲げる図書に明示すべき全ての事項が当該住宅型式性能認定書等で住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されているとき。 当該各項に掲げる図書

(2) 前条第5号の規定により型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えて認定申請を行う場合であって、省令第2条第1項の表1又は表2の各項に掲げる図書に明示すべき全ての事項が当該型式住宅部分等製造者認証書で住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されているとき。 当該各項に掲げる図書

(3) 1の住宅について、同時に2以上の認定申請又は変更の認定申請（法第8条第2項において準用する法第5条第1項から第3項までの規定による変更の認定の申請をいう。）を行う場合であって、省令第2条第1項の表1又は表2の各項に掲げる図書のうち共用部分に係るものを同時に申請するいずれかの申請書に添付したとき。 当該共用部分に係る図書
(申請の取下げ)

第4条 認定申請、変更の認定申請（法第8条第2項において準用する法第5条第1項から第5項までの規定による変更の認定の申請をいう。）又は法第10条の承認の申請を取り下げようとする者は、申請取下書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準)

第5条 法第6条第1項第3号に規定する地域における居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準は、次に掲げるものとする。

(1) 認定申請に係る住宅を都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第9項の地区計画等の区域のうち同法第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画が定められている区域において建築しようとする場合にあつては、当該住宅が同条第7項の規定により定められた事項（同項第2号に係るものに限る。）に適合していること。

(2) 認定申請に係る住宅を景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画の区域において建築しようとする場合にあつては、当該住宅が同条第4項第2号の規定により定められた制限に適合していること。

(3) 認定申請に係る住宅を次の区域において建築しようとするものではないこと。ただし、当該住宅が長期にわたり存することに支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。

ア 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域

イ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の施行区域

(報告)

第6条 法第11条に規定する認定計画実施者は、次の各号に掲げる場合において法第12条の規

定により認定長期優良住宅の建築又は維持保全の状況について報告を求められたときは、当該各号に定める書面により市長に報告しなければならない。

(1) 法第9条第1項に規定する認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築に係る工事が完了した場合 工事完了報告書(第2号様式)

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 状況報告書(第3号様式)

(取りやめる旨の申出)

第7条 法第9条第1項に規定する認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出をしようとする法第10条に規定する認定計画実施者は、取りやめ申出書(第4号様式)に省令第6条の通知書(法第8条第1項の規定による変更の認定を受けた者にあつては、省令第6条の通知書及び省令第9条の通知書)を添えて市長に提出しなければならない。